

〔投稿論文〕

戦間期日本のジェンダー

波内 知津

1. 課題の設定と視点

1919(大正7)年末、平塚らいてう、市川房枝、奥むめおらの発起により「新婦人協会」が創立された。大正デモクラシー気運のなかで誕生したこの女性運動団体は、女性の社会的地位の向上を目的として、当時の法制度の改編を要求する組織的な運動を展開していった。活動期間は1922(大正11)年までの約3年間ではあったが、それまでの女性運動に比べて、組織的・継続的な活動を行なったことが特徴としてあげられる。

活動の中心は、二つの対議会請願運動であった。ひとつは治安警察法第五条修正の請願であり、もうひとつは花柳病男子の結婚制限法制定の請願である。前者については、1922(大正11)年に改正法律案が帝国議会で可決され、そのことによって女性の政治集会への参加が可能になった。これは戦前期日本における「女性参政権運動が最初にして最後に獲得したただ一つの成果」[鈴木編著, 1994:20]として評価されている。この点から、従来の女性史研究において新婦人協会は、組織的な市民的女性政治運動の源流として位置づけられることが多い。つまり、その可視的な成果と合わせて、政治制度における男女の法的平等を求めた運動として論述されてきたのである。

本稿は、新婦人協会の活動の意義を、政治という特定の制度と女性との関係性という視点からではなく、性別カテゴリーの社会的定義の形成という点から検討し、そのことを通して、戦前期日本のジェンダーを考察するものである。

「ジェンダー」とは、スコット (Scott, J. W.) の定義によれば、肉体的差異に意味を付与する知である [Scott, 1988=1992]。この知は世界を秩序だてる

ひとつの方法であり、社会の組織化を可能にするものである。それはまた、つねに相対的で歴史的に特殊な知であり、文化や社会集団、時代によってさまざまに異なるものと定義される。近年の「ジェンダー史」研究はスコットの「ジェンダー」定義に則って、社会や国家の成立がいかにジェンダーに依存したものであるかということを示してきた¹⁰。「ジェンダー史」は、既存の研究対象に「相対的な知としての性差」という新たな視点を持ち込むことで、特に女性史研究の洞察の幅を広げてきたといえる。ここではひとまず「ジェンダー」を、性差を理解するための解釈枠組、あるいは「男性」「女性」という性別カテゴリーの社会的定義としておく。

「ジェンダー」が性差についての相対的な知であるということは、それがつねに再構築の試みに対して開かれていることを意味する。したがって、「ジェンダー」について考えるということは、それがどのようにして構築され正当化されるのか [Scott, 1988=1992:20] を、すなわち性別カテゴリーの社会的定義の形成プロセスを検討していくということになる。この点から、ここでとりあげる女性運動は、性差を理解するための知の構築と正当化のプロセスに、顕在的な形で積極的に参加していく営為であると捉えることができる。なぜなら、女性運動はその問題認識のなかに何らかの「女性」定義を内包しているのであり、それに基づいて実際の活動を行なうものだからである。この「女性」定義は、運動団体が発するテキストの内容からだけでなく、女性自らが自発的に組織的運動を起こすという、その振舞いからも読み取られるものである。

ところで、いわゆる「第一波フェミニズム」に位置づけられる戦前期の女性運動は、国家という枠内で女性の法的権利を要求することを目的としていた。その目的追求は主に、政治や労働や教育といった個々別々の制度において具体化される。こうした女性運動の意義には、次の二つの側面があると考えられる。ひとつは、対象とする制度の解釈に性差という要素を加えること、すなわち「制度のジェンダー化」の側面である。この場合、女性運動は女性の側からの制度解釈を提示しつつ、従来の解釈が男性側主体で構築されていたことを顕在化させる。このことはもうひとつの側面と関連する。すなわち「制度のジェンダー化」は、女性が当該制度では「排除された性」として意味づけられていたことを強調するのである。そのことに対して、女性の社会的地位の向上を志向す

る女性運動の活動は、女性に対して当該制度から「排除されない性」としての意味を付与しようとするものであるということが出来る。したがって、これら二つの側面は密接に関連していて、明確に区分できるものではない。むしろ、両者は相互構築の関係にあるのである⁴⁰。

しかしここでは、これら二つの側面を道具的に区分した上で、女性運動に対して、性別カテゴリーへの意味付与という面を強調してアプローチする。「制度のジェンダー化」は、これまでの「ジェンダー史」研究のなかで、個別の制度ごとに検討されている面である。また、それだけでなくこのアプローチをとることは、次のような考えにもとづいている。ある制度の論理がジェンダーによってのみ規定されるものではないのと同様に、性別カテゴリーの社会的定義もまた、ひとつの「制度のジェンダー化」によって直ちに決定されるものではない。むしろそれぞれの「制度のジェンダー化」が相互に関連するなかで構築されていくものと捉えるのが妥当である。したがって、女性運動を通してジェンダーの構築プロセスを考察するという事は、各「制度のジェンダー化」の連関を見るところであり、その連関は性別カテゴリーへの意味付与という共通基盤を通して検討できると考えられるのである。

ただしここで、性別カテゴリーの定義の可能性が、女性運動のような積極的な営為に対して、無制限に開かれているわけではないということは強調しておく必要がある。性別カテゴリーに対して付与される意味は、女性運動が生起する制度固有の論理や、支配的なジェンダー規範に照らして、それが有効で容認できるものであるか裁定される。そのことによって、可能な意味の範囲に限界が設けられるのである。したがって女性運動とは、「女性」定義の案を提示することによって、その裁定のために多種多様な解釈枠組が集められる地点として考えることができる。性別カテゴリーへの意味付与という面から女性運動を捉えるには、このような他の解釈枠組との相互作用も含めて考察しなければならない。

以上のような視点の設定にもとづいて、本稿では女性運動団体としての新婦人協会の盛衰から、戦間期日本のジェンダーを考察していく。盛衰のプロセスは、新婦人協会が提示した「女性」定義が、まわりからどのように裁定されたかを表わすものである。そこでまず検討するのは、言説空間における新婦人協

会の位置づけである。それは、新婦人協会が自分の運動を正当化するために発した「運動言説」[野宮編,2002:137]と、その環境的な言説状況のそれぞれから、新婦人協会の表出形式を抽出することで明らかにされる。そのうえで、それぞれの表出形式の背後にある解釈枠組を検討していく。

結局新婦人協会は、婦人参政権獲得のための本格的な運動に取り組む前に解散するのだが、解散とは一面で、自分自身の活動を正当で有効なものとして主張できなくなったことを意味する。すなわち、新婦人協会が提示した「女性」定義が、結果的に容認できるものではないと裁定されたことは、当時のジェンダーにどのようなインパクトを与えたのか。そして、新婦人協会解散以後に数多く勃興する女性運動に対して、新婦人協会とはどのような存在だったのか。これらの点を、最後に考察する。

2. 新婦人協会の位置づけ

はじめに、新婦人協会の運動言説から、運動団体としての自己規定とその論拠となっている「女性」定義を検討し、それを基点として、次に言説環境を検討する。女性運動団体としての盛衰をみるには、新婦人協会自身による正当性の根拠に対応させて、それぞれの言説の布置連関をみていく必要があると考えられるためである。

新婦人協会の問題認識にみられる「女性」定義は、創立当初から解散まで、内容的にはほぼ一貫している。それはまず、「日本の婦人」という単一の性別カテゴリーに一律に収まるような統一体として捉えられている。その上で新婦人協会は、「日本の婦人」が置かれてきた状況を次のように述べる。「日本の婦人」はこれまで「男子の腕力や権力や財力に支配され、圧倒されて、奴隷としての生活を文化の埒外に送らねばなら」[平塚,1921→1982] なかった。そして現在でも「等しく男子専制の圧迫の下に抑えられている」[奥,1921]。この状況下では女性は「社会的に自覚すべく余りに傷つけられており」[奥,1921]、「婦人相互の間に何の連絡もなく、各自孤立の状態」[新婦人協会,1920]にある。な

ぜ女性はこのような境遇に置かれているのか、それは「全く社会が悪いのであります。社会の習慣なり制度なりが、婦人をして今日のような地位に立たしめたと考えます」[市川, 1921] という見解を示す。そして新婦人協会の意義について、「日本の婦人」全体のために、このような状況を改善するべく「婦人相互の団結を計」[新婦人協会, 1919] ること、そのための一機関となることにある、と述べるのである。

新婦人協会の主張内容をさらに検討しよう。新婦人協会の活動意義として示された「婦人相互の団結」とは、「男子と協力して戦後の社会改造の実際運動に参加」[新婦人協会, 1920] するための団結であるが、これはあくまでも女性同士の団結である。その団結や連帯を根拠として「日本の婦人」という統一体が設定されるのであり、したがって、新婦人協会の運動言説では、「女性同士の連帯」が重要な構成要素であると考えられる。

女性同士の連帯を強調して集合体としての「女性」カテゴリーを設定するレトリックは、特定の集団が特定の課題を追求する際に用いられるような、有効性の高い戦略であることが、これまでに指摘されている [Pflugfelder, 2002:82]。新婦人協会は、女性内部にある利害の相違や多様性といったものを、決して看過していたわけではない。それらは、男性と同等の地位を要求するにあたっては、女性自身が乗り越えるべきものであり、また乗り越えられるものであるという論理をもっていた。すなわち運動言説では、女性内部の多様性よりもその統一性を強調するレトリックを用いていたということである。これによって、新婦人協会の自己規定、すなわち自分自身の活動が「日本の婦人」という統一体の要求を代表するものであるという位置づけは、裏付けられていたと考えられる。

また、男性に頼らない女性同士の連帯の強調は、戦前期日本の「良妻賢母主義」規範への批判につながり得るものである。良妻賢母主義は当時の女子教育理念として公式に表明されるような、国家公認の性別規範であるが、その論理では女性は男性に従属する存在として意味づけられていた。女性は、子どもや夫を通して間接的に国家に貢献し得る「第二次的存在」だったのである [小山, 1991:56]。それに対して新婦人協会が提示する「日本の婦人」とは、女性だけの連帯によって、男性と同等に実際活動を行ない得る存在である。すなわち、

男性と同等の国家的貢献が可能な存在であり、決して「第二次的存在」などではない。この点から新婦人協会の運動言説は、「男性」「女性」の関係について、さらに女性と国家との関係について、従来の性別規範によって示されるそれとは異なる、別のあり方を主張するものだったということができる。

要約しよう。新婦人協会は運動言説のなかで、女性の連帯を強調した。それは女性にとって、男性と同等の国家的貢献を可能にするための連帯であり、同時に規範の域を越える女性像を提示するものでもあった。新婦人協会は、自身がそうした女性の連帯が達成されるためのひとつの起点であり、また、連帯による「日本の婦人」という統一体の要求を代表する存在として規定していたのである。

次に、言説環境における新婦人協会の表出形式を検討する。ここでは、マスメディアと、女性運動団体「赤潮会」が発したテキストをとりあげる。はじめにみるのは、新婦人協会の創立当初からその言説環境を構成していた、当時のマスメディアとしての新聞である。そこでの表出形式には、新婦人協会の解散までに、二つの変化が見られる。

マスメディアの多くは当初から、新婦人協会への参加者を「新婦人」と呼んでいた。それは、新婦人協会創立前後の時点では、新婦人協会への参加者のみを指すものではなかった。「新婦人」とは第一次世界大戦を境として、それ以前の女性とは異なる、新時代の女性一般というニュアンスを持たされて使用されることがあったのである。新婦人協会は、そのなかで「当然起るべき婦人の新運動」(婦女新聞1920年3月28日)であり「正に婦人思想界の革命とも云ふ可き」(国民新聞1920年7月17日 [加藤ほか編, 1978(8巻):266]) 存在であった。その活動は「従来の我婦人団の容易に為し得なかつた事を敢行」(東京日日新聞1920年8月2日 [加藤ほか編, 1978(8巻):289]) するものと評価された。規範的評価は別としても、「あらゆる方向に向って新しい価値を婦人に加へんと孜々として活動して居る」(国民新聞1920年5月18日 [鈴木編著, 1996:441]) 「現今に於て最も進取的の婦人運動」(芸備日日新聞1920年12月11日 [鈴木編著, 1996:419]) として、従来の女性や女性団体とは異なる「新しさ」をもたせて表出する形式は、広く共有されていた。そのような表出形式に変化が見られる

のは、新婦人協会が2度目の対議会請願運動を展開する1921(大正10)年前半頃である。「新しさ」は次第に後退し、新婦人協会は「世間に対しては大した反響もなく、漸くその実在を忘れかけた」(東京毎日新聞1921年4月26日[鈴木編著,1996:450])存在となった。その活動も「婦人界に政治的的刺激を与えた効果はありましたが実質的には成果を認めなかった」(東京朝日新聞1921年3月25日[鈴木編著,1996:450])と評価されるようになる。

つづいて、新婦人協会そのものではなく、「新婦人」の意味内容に変化がみられる。第一次大戦後という新時代の女性一般を指すこともあったそれは次第に、女性一般から区別され特殊化されていくのである。特殊な存在としての「新婦人」は、新婦人協会への参加者を含む「新しい地位に覚醒た」(都新聞1922年10月26日[加藤ほか編,1978(10巻):394])女性に限定される。それは、「殊更欧米の社会組織や制度を賛美して日本固有の美点までも古臭いものと考えて排斥」する「貞操観念の欠乏」(都新聞1922年10月26日[加藤ほか編,1978(10巻):394])した存在なのである。ここで強調されているのは「新しさ」などではなく、むしろ規範からの逸脱である。逸脱した存在として「新婦人」を位置づけ特殊化することは、「新婦人」が参加する新婦人協会に対して同様の意味を付与し、それを女性一般から区別することにつながる。

このようなマスメディアにおける「新婦人」および新婦人協会の表出形式の変化は、新婦人協会にとって、どのような意味をもつと考えられるだろうか。女性一般からの区別化は、新婦人協会の自己規定の否定を意味する。先に述べたように、新婦人協会は自身を「日本の婦人」という統一体の要求を代表する存在として規定していた。それに対してマスメディアは、新婦人協会という運動団体とその参加者を、規範からの逸脱に結びつけることによって、女性の中なかでも特殊な存在として位置づけたのである。マスメディアにあっては、新婦人協会は、決して大多数の「日本の婦人」の要求を代表するものなどではなくなった。あくまでそれは「日本の婦人」の中なかの特殊な存在であり、その活動も特殊な存在から生じた要求にもとづいたものとして解釈されたのである。

言説環境を構成するものとして次にとりあげるのは、女性運動団体「赤瀾会」である。赤瀾会は、社会主義の立場から無産階級婦人の解放を主張する団体で、

新婦人協会創立の2年後、1921(大正10)年に創立された。赤瀾会の主張に見られる新婦人協会の表出形式は、一貫して批判的なものである。新婦人協会への批判は、赤瀾会自身の運動言説の重要な構成要素であった。

新婦人協会は、そこでは次のように述べられる。赤瀾会からみれば、新婦人協会の活動は「徹頭徹尾中産階級婦人の利己的運動」[伊藤,1921]であって、「彼らの要求した自由はブルジョアの立場を擁護するための自由であり、彼らの唱える婦人解放はブルジョア婦人の解放」[山川,1922→1982]である。新婦人協会に参加する者とは「ブルジョア婦人」であり、赤瀾会が擁護する「無産婦人」とは、置かれた状況と利害が根本的に異なる存在なのである。「階級的自覚と戦闘的精神とをもって誇るべき特色とする」[山川,1921→1982] 無産婦人に対して、ブルジョア婦人は「無知無批判」で「見解が狭く」「自己の立場にのみ汲々としてい」る点を特徴とする[伊藤,1921]。

このような赤瀾会の主張もまた、先のマスメディアと同様に、新婦人協会の自己規定を否定するものである。そこでは新婦人協会は「日本の婦人」を代表する存在ではなく、あくまで「日本のブルジョア婦人」を代表する存在として位置づけられる。その活動は決して、「日本の無産婦人」の要求を反映したものではない。さらに、同じ女性運動団体として赤瀾会は、立場や利害の相違を軽視して安易に女性の連帯を主張し、それをブルジョア婦人という一部の要求を代表させて集合体として捉えるような、新婦人協会の認識自体が間違いだと主張するのである。

このように、新婦人協会の言説環境は、対抗的な要素を多分に含むものであったといえる。自身を「日本の婦人」という統一体の要求を代表する存在として規定した新婦人協会に対して、マスメディアと赤瀾会の両者はそろってこれを否定し、新婦人協会を「日本の婦人」の一部の要求を代表するものにすぎない、と位置づけた。このような対抗的な言説は、新婦人協会の運動を無力化しかねないものである。その後、新婦人協会は解散するが、それは当時の状況下では、新婦人協会を特殊化する言説環境の方が容認されたということの意味している。

次項では、新婦人協会の運動言説を否定した言説環境の背後にある、それぞ

れの解釈枠組を検討する。これは、言説環境がどのような論拠によって、どの点から新婦人協会を否定したのか、ということからアプローチすることができるだろう。それによって、当時の「ジェンダー」の論理の一端がみえてくるかもしれない。またこのことは、戦間期に勃興する女性運動のなかでの新婦人協会の位置づけについて考察することにつながる。これらの点は、二つの世界大戦に挟まれた「戦間期」というより大きな歴史的な文脈のなかで検討されることになる。

3. 良妻賢母主義の再編と、社会の発見

そもそも日本の「戦間期」とは、どのような時代だったのか。これまでの歴史的研究から指摘されていることは、戦間期が政治・経済・社会のさまざまな側面での再編を含み込む、社会編成そのものの転換期であったということである⁹⁾。第一次世界大戦前後から、日本の言論界では「世界の大勢」を根拠として「日本」を捉える見方が広く共有されつつあった。そして戦後経営のための国内整備がさかんに論じられるなかで、「世界の大勢」に相応するための国内「改造」の気運が高まりをみせる。その一部は言論から実際の運動へと発展し、差別的旧秩序の「改造」という目的を共有する各種の社会運動の展開を支えた。この流れのなかで、女性に関する「改造」もまた多く論じられた。「世界の大勢」として欧米女性を準拠枠組とした上で、「日本の婦人」の「後進性」が指摘され、問題視されるようになったのである。

「日本の婦人」のあり方に対する危機意識は、「改造」を標榜する女性運動団体だけに見られるものではなかった。それらの対極の保守的立場に位置づけられる、女子教育家たちにも共有される認識だったのである [小山, 1991]。当時の女子教育家たちは、学校教育を通して国家公認の性別規範「良妻賢母主義」の伝達を担う、主要なエージェントであった。その女子教育家たちが、従来の価値を一転したように「日本の婦人」のあり方を問題視し、旧来の規範を乗り越えるような女性像を模索するようになる。絶対的に存在していた良妻賢母主義に対して、教育関係者からも公然と疑義が向けられるような状況となったの

である。このように戦間期初期は、「日本の婦人」への問題視と並行して、良妻賢母主義が相対化された時期であった。

国家公認の性別規範「良妻賢母主義」の相対化は、当時の状況下ではどのような意味をもつと考えられるだろうか。ジェンダーという点から言えば、それは性別カテゴリーに付与可能な意味範囲の制限が一時的に解かれ、「女性」という存在を自由に主張できるようになったことを意味する。それはまた、既存の国家のあり方そのものも含めて、「女性」と国家の関係についての問い直しが可能になったことでもある。新婦人協会とはそのような状況下で、従来の性別規範とは異なる新しい女性像を、それも女性自身によって提示しようとした「新しい」存在であった。前項でみたように、マスメディアは当初その存在を、「新しさ」でもって表現することしかできなかったのである。それは、新婦人協会を統一的に解釈する、絶対的な性別解釈枠組の不在を表わすものである。逆に言えば、このような空白の時期であったからこそ、新婦人協会の活動が起動し得たともいえるだろう。

しかし、この空白の時期は長くは続かない。間もなく、従来の良妻賢母主義に代わる国家公認の性別規範として、再編された形で再び、良妻賢母主義が現われるのである〔小山, 1991〕。再編後の論理によって、女性はたんに男性に従属するだけの「第二次的存在」ではなくなった。家庭の健全な運営は国家の発展に直接的に結びつく、という第一次大戦後に登場した認識にもとづいて〔小山, 1999〕、女性もまた男性と同等の「第一次的存在」として位置づけられる。すなわち、女性は家庭における妻・母役割を通して直接、国家に貢献できる存在と見なされるようになったのである。そして、女性にとっての職業や高等教育の必要性が主張され、同時に女性には積極的な「女の特性」の発揮が求められるようになった。再編された良妻賢母主義は、従来の「家庭内存在」だけという女性の閉塞感を打破するものであり、旧来の良妻賢母像とはかなり様相の異なる女性像を提示するものであった。ただし女性の本来的役割は依然として、家庭にあるものと規定されていた。これまでの研究において「良妻賢母主義の再編」と述べられるのは、この点からである。

このような「女性」定義は、女性の本来的役割を妻・母役割に求める点も含めて、新婦人協会の主張を支えるそれとほぼ同様のものである。しかし、前項

で明らかにしたように、結果的に新婦人協会は、マスメディアから「規範から逸脱した存在」と意味づけられ、女性一般から区別される特殊な存在として位置づけられるのである。それは、再編後の良妻賢母主義が「高等女学校令改正」という公的な形をとって現われる1920(大正9)年と、ほぼ同時期にあたる。新婦人協会の特殊化の根拠となる「規範」が、再編された性別規範であると考えれば、次のような疑問が残る。すなわち、「女性」について同様の意味を付与しているにもかかわらず、この性別規範が新婦人協会に桎梏としてのしかかってくるのはなぜなのか、という問いである。

新婦人協会の参加者を、マスメディアは「新婦人」と称していた。ここで想起されるのは、同じく「女性」を示す性別カテゴリーに、従来とは異なるという意味での「新しい」という形容詞を冠した「新しい女」という呼称である。これは大正時代初期に、平塚らいてうらが発起した青鞥社の活動などを契機として、マスメディアに登場したものである。当時、「新しい女」とは「良妻賢母」に対立するアンチテーゼ、すなわち、女の任務を果たさないような男性的な「悪」という意味を付与された存在であった[Wöhr, 2001]。同様の呼称がほぼ10年後に再び持ち出された背景には、「新婦人協会」という団体名そのものと、平塚らいてう個人の経歴の連続性がまず考えられるだろう。しかし両者の表現にみられるような、望ましいあるべき女性に対峙する存在として「新しい」女性を設定し利用する形式からは、次のことが考えられる。すなわち、青鞥社の「新しい女」と新婦人協会の「新婦人」、それぞれを女性一般から区別する根拠には、時期は異なっても何らかの共通点があるのではないかということである。

「新しい女」と「新婦人」との共通項は、発せられるテキストではなく、その振舞いが示す象徴的な意味に求められる。両者に共通するのは、女性が、男性の存在を介しない女性同士の連帯によって、実際に男性と同等の組織的活動を行なったということである。ここで、新婦人協会の活動時期に新聞に掲載された一枚の挿絵を見てみよう(図1)。この絵に描かれているのは、演台の前で熱弁をふるう女性と、背中を丸めて家事を担う男性のそれぞれの姿である。これは、女性の実際的な活動と家庭とを排他的に結びつける見方、すなわち家庭にあるべき女性には女性運動という実際活動を行い得ないということを示すもの

図1



[加藤ほか編, 1978 (10巻): 461]

といえる。前述のように再編前後それぞれの良妻賢母主義には、女性の本来の役割を家庭に求めるという枠組が通底していた。マスメディアの解釈枠組は、再編という形での良妻賢母主義の再登場に伴って、むしろ旧来のそれへと揺り戻ったと考えられる。それは、女性の実際活動と家庭とを両立不可能なものとする見方によって、女性を再び「家庭内存在」におしとどめようとするものである。

確かに新婦人協会には、女性の実際活動と家庭とを排他的に結びつけるような要素を抱えていた。それはリーダーたちの振舞いである。平塚らいてうは法的な手続をふまない事実婚であったし、当時20代後半という年齢の市川房枝は独身であった。正当な法律婚により子どももいた奥むめおには、次のようなエピソードがある [奥, 1958]。治安警察法第五条改正の請願運動の際に、強硬な反対派議員宅を陳情のため訪問した。そのとき奥は、まだ赤ん坊の子どもを背

負って訪問せざるをえなかったのだが、その姿をみた議員が「あなたのようなお母さんがしている仕事なら」と一転、賛成派に回ったという。このエピソードが示しているのは、当時、平塚や市川ら新婦人協会を代表するリーダーたちが、規範的な女性像の外に位置づけられる存在であったということである。したがって、規範の外にあるリーダーたちの振舞いが、マスメディアの解釈枠組を旧来の良妻賢母主義へと揺り戻すひとつの要件になったと考えられる。

要するに、新婦人協会を女性一般から区別する際の解釈枠組は、女性運動と家庭との調和的な結びつきを容認するものではなかったのである。そして、新婦人協会を特殊化して女性一般から切り離すことで、女性一般はひとまず規範の逸脱から守られた。さらに新婦人協会の解散という結果によって、「日本の婦人」の大多数は「新婦人」ではないという認識と、家庭と女性の実際活動とを排他的に結びつける見方が「正当化」されたのである。

次に、赤瀾会の解釈枠組を検討しよう。赤瀾会の誕生は、新婦人協会が活動を開始して2年目のことであった。この社会主義女性運動団体が誕生した1920年前後という時期は、戦前期において最も国家的なものの価値が後退した時期であったことが、これまでの研究で指摘されている [有馬, 1999]。第一次世界大戦後の国内整備のなかでリアリティをもつようになったのは、国家や国の政治などではなく、大衆の日常生活がそのなかにあるような、しかも矛盾と不公正に満ちた社会であった。すなわち「社会の発見」 [有馬, 1999: 272] である。この時期の国内「改造」は、「世界の大勢」を準拠枠組とするナショナルな動機と、このような社会の矛盾と不公正を排斥しようとする一種の人類普遍主義とに支えられた動きだったのである。そのなかであって、従来の社会主義運動は主に労働運動との接触をはかって活動していくが、赤瀾会は、この流れのなかで誕生した女性運動団体であった。そのため赤瀾会の運動言説において「女性」は、性差だけでなく、階級という観点も加えて捉えられる。

そこから見えてくるのは、それぞれの女性が置かれた状況の差異、すなわち「ブルジョア婦人」「無産婦人」という女性内部の多様性である。このような階級的差異は、もちろん、社会主義的思想にもとづく論理的帰結と考えられる。しかし、その論理的帰結から新婦人協会への批判が導出され、さらにその批判

が有効性を持ちえたのは、「社会の発見」という時代の趨勢、すなわち人々の日常生活が支点になったことによると考えられる。赤瀾会から批判を受けるようになった頃、新婦人協会は女性の連帯について「ブルジョアと云はず、非ブルジョアと云はず」[奥, 1921] と但書きをつけなければならなかった。赤瀾会が提示した女性内部の区分を、たとえそれが社会主義という特定の思想から派生したものであっても、無視することはできなかったのである。このように、社会主義的思想を基盤とする赤瀾会の解釈枠組は、性差にもとづく集合体としての女性を、階級的な視点から分断し、その多様性を表出させるものであった。そして新婦人協会の解散によって、このような赤瀾会の解釈枠組もまた、「正當化」されたのである。

以上、新婦人協会の言説環境となったそれぞれの解釈枠組を、二つの世界大戦に挟まれた「戦間期」いう時代状況のなかに位置づけて見てきた。新婦人協会を特殊化し、その運動の根拠を突き崩していったのは、ひとつは女性にとっての実際活動と家庭の排他的な関係性であり、もうひとつは女性内部の多様性であった。

ただし、新婦人協会が解散した時点で、性別カテゴリーの社会的定義といえるものが確定したわけでも、正當化された論拠がひとつの首尾一貫した形で結晶したわけでもない。マスメディアと赤瀾会は、新婦人協会を特殊な存在として解釈する点は共通していたが、その論理に共通性があったわけではなかった。それぞれの論拠から解釈された結果が、新婦人協会の特殊化という同じ結果であったということである。そうであっても、新婦人協会の解散によってそれぞれの解釈枠組は、一時的ではあれ正當化された。正當化されることによって、生き残ったのである。

このようにして新婦人協会の盛衰を、そこに集められた枠組による解釈と関わらせて見ていくと、次のことが考えられる。それは、ある性別理解の有効性をめぐって正當化された解釈枠組は、知としての内容如何よりも、それが根拠となって導き出された結論により正當化されたのだということである。すなわち、そこで正當化されたのは解釈枠組よりもまずその結論であり、ひいては解釈枠組を用いて有効な結論を導き出した主体の存在なのである。したがって、

あるひとつの「女性」定義の有効性をめぐって解釈枠組が集められる地点とは、知の論理的な正当性を争う場というよりは、むしろ次のようにいうことができる。それは、多種多様な解釈枠組を担う主体がそれとして生存する自己保存のための、そして性別カテゴリーの社会的定義にあたって実質的主導権を掌握するための、正当性をめぐって争っていく場なのである。そのことは、性別カテゴリーの社会的定義が、一面では、各種の性差解釈枠組の担い手である主体間の生き残りをめぐる、きわめて政治的な争いのなかで行なわれるということの意味する。ここでは性差解釈枠組である「ジェンダー」は、主体の自己保存のための「戦略」となる。この点をふまえると、ここまでの考察は次のように言い換えられる。新婦人協会を中心として複数の性差解釈枠組が集められたとき、それぞれを論拠とした「新婦人協会の特殊化」という解釈結果が、解釈枠組を保持する主体の自己保存には有効な戦略として機能した。そしてそのような戦略をとることで、マスメディアと赤瀬会は、それぞれ論拠は異なっても、両者ともにその状況を生き残ったのである。

4. 新婦人協会が残したもの

以上のように、性別カテゴリーの社会的定義について、その意味付与の主体が戦略的に自己保存をはかっていくような政治的過程を経て形成されるもの、という側面に注目するならば、戦間期の女性運動全般の布置連関のなかで、新婦人協会はどのように位置づけられるだろうか。「女性が置かれた状況の改善」を主張する女性運動は、不可避免的に「女性」の社会的定義の構築プロセスに参加することになる。したがって、まず意味を発する主体としての基盤を確立するためには、そこに集まる解釈枠組の担い手が、新婦人協会を無力化したような戦略をとる事態を避けなければならない。それは、新婦人協会に集められた批判を「課題」として継承し克服していく、ということである。

新婦人協会によって残された課題は、ここまでの検討から次の二つをあげることができる。ひとつは、女性の本来の役割を否定することなく、女性の実際活動と家庭とをいかに調和的に結びつけていくか、もうひとつは、女性内部の

多様性をどのように扱うか、ということである。しかし、これらの課題はつねに葛藤に満ちていて、容易に克服できるものではなかった。たとえば、1930年代の婦人参政権運動では、政治活動と家庭とを調和的に結びつけるような「選挙お掃除」や「政治と台所」といったレトリックが頻繁に用いられていたが[Pflugfelder, 2002]、このレトリックは諸刃の剣であった。運動主体にとってそれは、女性の政治活動と家庭とを排他的に結びつける見方を和らげるような手段となる一方で、運動部外者にとっては、運動に対する批判と風刺の役目を果たすものとなったのである。また、新婦人協会以後の女性運動が、女性を単一の集合体として捉えることは、まずなかったといってよい。しかし女性内部の多様性を認めつつも共通の利害として何を主張するか、あるいは連帯そのものをあきらめるか、のちの女性運動の展開には、このようなせめぎ合いがみられるのである。したがって、新婦人協会以後の女性運動は宿命的に、その自己保存のためにより戦略的にならざるをえない状況に置かれることになったといえる。そして性別カテゴリーに付与される意味は、純然たる論理的帰結ではなく、意味付与の主体が自己保存をはかっていく戦略のなかから生み出されるという傾向が、ますます強まっていくのである。

このような課題を克服し自己保存をはかっていくためには、どのような戦略が考えられるだろうか。その方向性は、次の三つが考えられる。ひとつは「制度のジェンダー化」への対応である。日本の戦間期とは社会編成の転換期であったことを先に引用したが、これは「階級社会からシステム社会への転換」[山之内ほか編, 1995:12]として捉えられる。それは、全人民を国民共同体の運命一体性というスローガンの下に統合しようとする「国民化」を伴う転換であり、女性もその対象であった。この意味で戦間期とは、さまざまな制度において「女性」の位置を確定しようとする「制度のジェンダー化」がみられた時期でもある。そこでは、ある「女性」定義が、規範や政策という形をとって、なかば強引に正当性を獲得することがある。このように、運動団体から見れば強制的な「女性」定義を、運動言説にどのように取り込んでいこうかが、与えられた状況下で運動を成立させるためのひとつの要件となるだろう。具体的には、規範や政策に対する「賛同」や「異議申し立て」といった形での戦略が考えられる。

二つめの方向は、女性運動相互の連関への対応である。新婦人協会以後に主

流となるのは、女性問題全般を包括的に扱うような女性運動ではなく、そのなかの個々の問題に焦点を絞込んだ運動である。そのため、具体的な運動目標が異なる複数の女性運動が並存する状況が生まれる。ここでは、他の女性運動との間でどのような関係を取り結んで自己の位置を確定するかということが、運動を成立させる要件となる。女性内部の対立は、女性運動全般にとって有利なものではないからである。他の女性運動と提携しつつ自己の独自性を主張するという、「団結」と「排斥」の微妙なバランスが運動主体に求められるようになる。

最後は、国家への対応である。国家と関わらせて「女性」の存在意義を主張するというレトリック自体は、すでに明治期の女性解放論から見られるものであるが、前述のように戦間期とは、女性も含めた全人民の「国民化」が、体制側の主導によって進められた時期であった。したがって、女性と国家との結びつきを強調しつつ、この関係をどのように定義するか、国家を支点として「女性」にどのような意味を付与するかということは、運動に対して体制側の承認が得られるかどうかにつながる。その意味で、この時期の運動主体の存続にかかわる論点であったと考えられる。

このように女性運動のプロセスを、「ジェンダー」再構築への参与を通して戦略的に自己保存をはかっていくという側面に着目して検討したとき、新婦人協会とは次のような存在であったということができる。それは、女性運動団体が運動を展開する上で、戦略的に自己保存を図っていかなければならない状況を作り出すと同時に、「戦間期」において有効な、そのための戦略の基盤を与えるものであった。新婦人協会が作り出したこのような状況とは、換言すれば、「ジェンダー」再構築そのものの、論理的側面ではなく政治的側面が強調されるような状況であるということができる。

新婦人協会はどのようにして、このような状況を引き起こし得たのだろうか。それは、「ジェンダー」再構築のプロセスに、「女性」を主体として参入させたことが大きいと考えられる。そもそも新婦人協会の運動の大本には、女性問題に対し女性自身が、組織的・継続的な女性運動という形で声を上げたということがある。「ジェンダー」再構築に対して、意味付与の対象ではなくその主体として「女性」が参入することは、単なる主体の増加を意味するだけではない。

男性や、男性から意味付与された「女性」とは異なる、別の「女性」の登場は、「ジェンダー」の実質的決定権の掌握をめぐる争いを複雑化させ、「ジェンダー」再構築の政治的側面を強調することになると考えられる。したがって新婦人協会とは、女性の立場から「女性」を定義するという、「ジェンダー」再構築という制度のジェンダー化の端緒を開いた存在であるということが出来る。そのことによって、「ジェンダー」再構築の政治的側面を強調する契機となったのである。

〈注〉

- (1) これらの研究は、社会制度の成立に「性差」という要素がどのように組み込まれているかという視点を共有している。労働制度の研究では金野 [2000] を、政治制度については Pflugfelder [2002] などを挙げる事が出来る。
- (2) このような視点は、金野 [2000] に依るところが大きい。金野は日本の職場に「女性」が定着していくプロセスを追いつつ、制度としての「仕事」と「女性」カテゴリーが相互構築の関係にあることを指摘している。
- (3) 戦間期全般の捉え方については、山之内ほか編 [1995] を、特に戦間期初期については、有馬 [1999]、金原編 [1993] を参照した。

〈文献〉

- 有馬学 1999 『「国際化」のなかの帝国日本』（日本の近代4）中央公論新社。
平塚らいてう著作集編集委員会編 1983『平塚らいてう著作集第3巻』大月書店。
市川房枝 1921 「婦人の社会運動」→ [鈴木編著, 1994:433-437].
市川房枝 編 1977 『日本婦人問題資料集成第二巻=政治』ドメス出版。
伊藤野枝 1921 「中産階級婦人の利己的運動」→ [鈴木編著, 1994:518-524].
加藤秀俊 ほか編 1978 『新聞集録大正史』（全15巻）大正出版。
金原左門 編 1993 『大正デモクラシー』（近代日本の軌跡4）吉川弘文館。
金野美奈子 2000 『OLの創造——意味世界としてのジェンダー——』勁草書房。

- 小山静子 1991 『良妻賢母という規範』勁草書房。
—— 1999 『家庭の生成と女性の国民化』勁草書房。
野宮大志郎 編 2002 『社会運動と文化』ミネルヴァ書房。
奥むめお 1921 「私どもの主張と立場」→[市川編,1977:204-207].
—— 1958 『私の履歴書6』（日本経済新聞社編）日本経済新聞社, 189-243.
Pflugfelder, G. M. 2002 *The Gendering of Political Culture in Prewar Japan: A Reconsideration of "Women's Suffrage"*. = 樹本健 訳 2002 「『婦人参政権』再考」『拡大するモダニティ』（岩波講座近代日本の文化史4）岩波書店, 63-114.
Scott, J. W. 1988 *Gender and the Politics of History*. Columbia University Press. = 荻野美穂 訳 1992 『ジェンダーと歴史学』平凡社。
新婦人協会 1919 「新婦人協会の創立趣意書」→[市川編,1977:154-155].
—— 1920 「宣言・綱領・規約」→[鈴木編著,1994:414-416].
鈴木裕子 編著 1994 『日本女性運動資料集成第1巻 思想・政治I』不二出版。
Wöhr, U. 2001 「大正初期の総合雑誌と『婦人問題』」鈴木貞美編『雑誌「太陽」と国民文化の形成』思文閣出版, 568-605。
山川菊栄 1982 『山川菊栄集第3巻』岩波書店。
山之内靖 ほか編 1995 『総力戦と現代化』柏書房。

(なみうち ちづ／筑波大学大学院)